

「画像診断に関する 施設基準について」

全国病院経営管理学会
診療放射線業務委員会 委員

笹川 拓也 (AMG 吉川中央総合病院 放射線科)

施設基準

診療報酬

基本診療料・・・病院としての
施設基準

(医療安全対策加算、超急性期脳卒中加算など)

とつけい

特掲診療料・・・個別の事例で
算定できる

(画像診断管理加算、冠動脈CT撮影加算など)

マンモグラフィ施設画像評価

肺がんCT検診

MRI植込み型デバイスの検査

パワーポート導入時

CT 施設基準

共同利用率10%以上なら
1020点
月500人 → 10万円UP

64列以上: 1000点

- 画像診断管理加算2取得
- 専従技師の配置

画像診断管理加算2

8割の読影結果を翌診療日までに

× 次回診察日 ○ 次の日

専従技師

勤務時はCT業務のみ

照射録や勤務表と配置表の整合性
MRI届出用紙との併記

CT撮影及びMRI撮影の施設基準に係る届出書添付書類

<p>1 撮影に使用する機器について (使用する機器に○印をつける)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 64列以上のマルチスライスCT ・ 16列以上64列未満のマルチスライスCT ・ 4列以上16列未満のマルチスライスCT ・ MRI (3テスラ以上) ・ MRI (1.5テスラ以上3テスラ未満) 	
<p>2 ○印をつけた機器の名称、型番、メーカー名等 (MRIの場合はテスラ数も記載すること。)</p>	
3	保守管理計画の有無
4	安全管理責任者の氏名
5	画像診断管理加算2の届出の有無
6	専従の診療放射線技師の氏名

CTとMRIそれぞれ
提出が必要となるが
同じ技師名となっていないか
注意が必要

7 施設共同利用率に係る事項

・ 64列以上のマルチスライスCT

- ① 保有する全ての当該撮影に係る機器を使用した全患者数 _____ 名
- ② 当該撮影の共同利用を目的として他の保険医療機関から検査を依頼された紹介患者数 _____ 名
- ③ 特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合及び画像の撮影を実施する保険医療機関へ転医目的で紹介された場合に該当する患者数 _____ 名
- ④ 施設共同利用率 = $(② - ③) / (① - ③) \times 100$ = %

すべて保険診療をおこなった患者のみが対象

② 他院からの紹介検査：自院・他院どちらの保険請求でも可

③ 特別の関係とは、同一法人のこと

診療報酬・施設届出基準

診療報酬点数	必要な施設基準	
CT 撮影		
64 列以上 (1,000 点) " (共同利用施設) (1,020 点) 16 列以上 64 列未満 (900 点) 4 列以上 16 列未満 (750 点) 上記以外 (560 点) ・ 同一月に 2 回以上行った場合、2 回目以降は所定点数の 80% で算出	64 列以上の施設基準 画像診断管理 2 を取得していて、専従の診療放射線技師 1 名以上が配置されていること。 共同利用施設基準 当該機器の施設共同利用率が 10% 以上であること。 共同利用率の算出方法は届出用紙を参照。	専従とは勤務時は必ず当該機器の業務に携わっている事が求められる。勤務表や担当表などとの整合性が必要となる。
診療報酬点数	施設基準	補足事項
冠動脈 CT 撮影加算 (600 点)	画像診断管理 2 を取得していること	
大腸 CT 撮影加算 (64 列 : 620 点) (16 列 : 500 点)	64 列以上の施設基準は、画像診断管理を取得していること。 16 列の場合は、画像診断管理の取得は必要ない。	大腸の CT 撮影 (炭酸ガス等の注入を含む) を行った場合のみ算定できる。 CT 装置の届出のみで、大腸 CT 加算の届出の必要はない。 64 列以上であっても画像診断管理の取得が無ければ 16 列の点数で算定する。
外傷全身 CT 加算 (800 点)	都道府県が定める救命救急センターを有していること。 また、64 列以上で、画像診断管理 2 を取得していること。	
脳槽 CT 撮影 (造影を含む) (2,300 点)	とくになし	

**※ 配布資料は、あくまでも参考であり
診療報酬を確約するものではありません。
予めご了承下さい。**

検診における施設基準

厚生労働省(平成29年10月 閣議決定)
がん対策推進基本計画

自治体がん検診 受診率 30~40%台
職域でのがん検診 30~60%程度(乳がん35.8%)

自治体がん検診 目標値 50%
職域でのがん検診 目標値 90%



乳がん検診

日本乳癌学会・日本乳癌検診学会
乳がん検診の精密検査実施機関基準

NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構の
施設画像評価に合格していること

東京都など 都道府県 さらに 市町村レベルでも

協会けんぽ(全国健康保険協会)

乳がん検診の精密検査実施機関基準

—日本乳癌学会・日本乳癌検診学会—

II. 精密検査実施機関の基準

精密検査は、日本乳癌学会の乳腺専門医（当面の間は認定医も可とする）で以下の検査に習熟した者、あるいはその監督下に行われること。

1) 問診・視触診

乳腺疾患の診療に習熟した医師、あるいは、その監督下に行われること

2) 診断用乳房X線撮影

- ・ NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること
- ・ 少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと
- ・ NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催する撮影技術および精度管理に関する講習会を修了し、評価B以上の診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること
- ・ NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催する読影講習会を修了し、十分な読影能力（評価B以上）を有する医師により読影されること

平成25年11月8日 改訂

CT検診精度管理ガイドライン (第一版)

胸部CT検診研究会 精度管理部会 編集

平成 16 年 7 月

1. 対象者の適応基準
2. 検診間隔
3. 受診者への説明事項(informed consent)
4. 費用設定
5. 問診事項
6. 読影医の基準
7. 検診施設の基準
8. 要精検率
9. 一次精密検査施設の基準
10. 一次精密検査方法
11. 二次精密検査(治療を含む)施設の基準
12. 集計項目・精度管理指標
13. 結果通知・結果説明
14. 精検受診管理・追跡調査
15. 個人情報保護

その他の施設基準

MRI 対応植込み型不整脈治療デバイス患者の

MRI 検査実施条件

日本医学放射線学会・日本磁気共鳴医学会・日本不整脈学会

パワーポート導入時

手技者、CT室(技師・看護師)へメーカーから

正しい使用方法の説明がなされてから

研修実施の署名など



MRI 対応植込み型不整脈治療デバイス患者の MRI 検査の施設基準

2012 年 8 月策定

2014 年 1 月 8 日改訂

日本医学放射線学会 (JRS)

日本磁気共鳴医学会 (JSMRM)

日本不整脈学会 (JHRS)

施設基準

条件付き MRI 対応 CIEDs 装着患者の MRI 検査は、以下の基準を満たした施設でのみ施行可能である^{注1)}。

1. 放射線科と循環器内科あるいは心臓血管外科を標榜していること。
2. 条件付き MRI 対応 CIEDs の使用説明書に記載された条件で検査が行えること。
3. 磁気共鳴専門技術者あるいはそれに準ずる者が配置され、MRI 装置の精度および安全を管理していること。
4. CIEDs の十分な診療経験があり、デバイス管理が可能であること。
5. 関連学会が監修し製造販売会社などが開催する該当機器の適切で安全な使用方法に関する所定の研修を修了していること。

脚注

1)実施条件について当面は 2012 年 8 月策定の施設基準に付随した実施条件に準ずること。新たな実施条件ガイドライン策定時には三学会から必要な通知を行なう。

パワーポート® 導入に際して以下の3点をお願いしております

- ▶ **ピンチオフの起らない留置法がとられていること**
- ▶ **手技者、CT室（技師、看護師）へメディコンから正しい使用方法の説明がなされていること**
- ▶ **インサービスフォームにご署名いただくこと**

上記内容が終了したご施設の販売登録を行ったうえで、製品の販売をさせていただきます。

安全使用徹底のため、ご協力をお願い致します

**全世界で
実施**